



高校生等奨学給付金

～奨学のための給付金～

非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援します！

- 市町村民税所得割額が非課税である世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援するための「高校生等奨学給付金」制度です。
返済は不要です。
- 「高校生等奨学給付金」を受け取るには、保護者の方がお住まいの都道府県において手続きをしていただく必要があります。
- 各都道府県において制度の詳細は異なります。具体の要件、給付額、申請手続等は、お住まいの都道府県にお問合せください。

【給付額について】

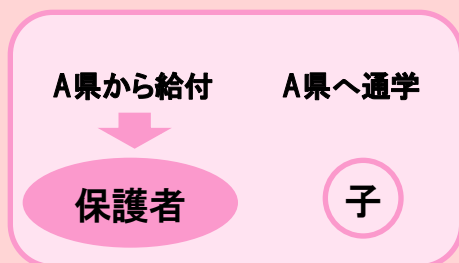
国公立、通信制、扶養されている子どもの人数等の世帯状況によって給付額が異なります。

国公立の場合	年額	32,300円～129,700円程度
私立の場合	年額	39,800円～138,000円程度
通信制の場合	年額	32,300円～ 52,600円程度

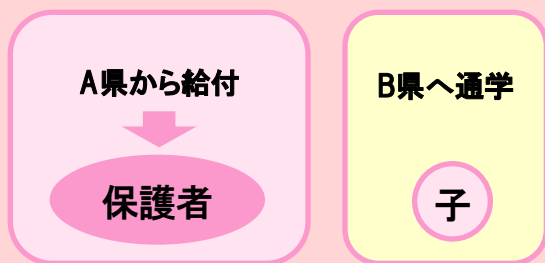


※「高校生等奨学給付金」は、保護者がお住まいの都道府県から給付されます。

●保護者がA県に在住しており
生徒がA県の学校へ通学している場合



●保護者がA県に在住しており
生徒がB県の学校へ通学している場合



※各都道府県へのお問合せ先については、文部科学省ホームページにあります「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」を参考にしてください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm